

多可町就学前教育・保育に関する基本計画（素案）

（平成 24 年度～平成 28 年度）

平成 23 年 12 月

多可町教育委員会事務局

## もくじ

I	基本計画策定にあたって	1
1	はじめに	
2	現状と課題	
II	多可町における就学前教育・保育の基本方針	4
1	めざす子ども像について	
2	今後の基本的な考え方	
3	適正な規模の集団による保育・教育と幼保一体化	
4	子育て支援の在り方について	
5	保育サービスの在り方について	
6	良好な保育・教育環境について	
7	小学校及び地域の関係機関との連携強化について	
III	幼保一体化施設の整備	10
1	背景と幼保一体化の必要性	
2	法制度と「認定こども園」	
3	幼保一体化の効果と課題	
4	望ましい規模と諸施設の適正配置	
IV	民間活力の導入（町立キッズランドかみ及び町立キッズランドやちよの民営化）	15
1	導入の意義	
2	メリット・デメリット	
3	民営化の手法	
4	民営化する場合の留意点	
5	検討の進め方	
V	具体的な今後のスケジュール	18
	資料編	19

## I 基本計画策定にあたって

### 1 はじめに

#### (1) 背景

多可町では、平成 17 年 11 月に旧中町、旧加美町、旧八千代町の 3 町合併を経て、平成 19 年 3 月には、それぞれの町で独自に進められていた町づくりの方針を一つにしようと、町づくりの羅針盤である「多可町総合計画」を定めました。その中には、本町の気になるところとして、「若者や子どもが減って、高齢者が増えています」、住民が望んでいることとして、「子育てしやすく、子どもたちが明るく育つまちづくり」と記載しています。また、本町にかかわる社会の潮流として、「人口減少時代の到来と少子高齢化の急速な進行」を挙げています。昨年度の調査では、平成 17 年時点で本町全体で 1388 人であった児童数が、10 年後の平成 27 年には約 500 人減って 888 人となり、平成 17 年時点で 813 人であった就園児童も 10 年後の平成 27 年には、200 人以上減って 591 人となることが予測されています。

一方、本町の財政状況は、国の行財政改革による補助金の削減や地方交付税制度の見直し等の影響や世界的な金融危機に端を発した経済危機や円高不況等の影響による税収の落ち込みなどにより厳しい状況にあります。このため財政規模の縮小に対応した効率的で効果的な行財政運営が求められています。先にあげた「多可町総合計画」でも、本町にかかわる社会の潮流として「行財政改革の要請」を挙げています。

このような中、平成 22 年 3 月には、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成を図ることを目的に、国や県の指針や町の現状を踏まえ、「多可町次世代育成支援対策行動計画」を定めました。この計画の中には、「幼児教育検討委員会を設置し、保育所・幼稚園の幼保一元化・認定子ども園化および運営のあり方を検討すること」を盛り込んでいます。

以上のことから、多可町就学前教育・保育検討委員会において、これからの本町における就学前教育・保育のあり方について検討が行われ、平成 23 年 8 月 17 日に教育長に対し、「多可町就学前教育・保育のあり方への提言（以下、答申という）」がなされました。

#### (2) 基本計画策定の目的

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期であり、就学前における充実した保育や教育が求められております。この多可町就学前教育・保育に関する基本計画（以下、「基本計画」という）は多可町就学前教育・保育検討委員会の答申を尊重しつつ、本町教育委員会が現在の国の動向を見据えて、町としてのよりよい教育・保育の実現に向けて政策決定を行うための基本計画を定めるものです。

#### (3) 基本計画の期間

本計画は平成 24 年度を初年度とし、平成 28 年度を目標年度とする 5 年間の計画とします。ただし、策定後の諸情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

#### (4) 基本計画の対象

本計画は、本町における乳幼児保育・幼児教育及び地域の子育て家庭支援に関する施策を対象とします。

## 2 現状と課題

### (1) 幼保一体化施設キッズランド

本町においては、加美区と八千代区に公立の保育所と幼稚園を統合した幼保一体化施設が2園あります。「キッズランドやちよ」は、平成12年に開所し、現在保育園部に124人、幼稚園部に59人入所しています。「キッズランドかみ」は、平成23年に開所し、同じく保育園部に152人、幼稚園部に38人入所しています。キッズランドでは、0歳児から2歳児までは保育園部のみ、3歳児から5歳児までは幼稚園・保育園部を開設し、混籍による就学前教育・保育を行っています。幼保一体化施設での預かり保育を廃止した関係から、平成23年度より5歳児保育料の特例措置を暫定的に実施し、保護者が5歳児の保育園部への預け入れをやすくしています。これらの施設は、「認定こども園」として運営できるような設備を備えた施設となっていますが、国や県の動向をふまえて、承認手続きを進めるかどうかを検討する必要があります。また、町全体の少子化という現状をふまえ、施設の運営の在り方を検討する必要があります。

### (2) 保育所

本町では、単独の保育所として、中区に私立3園がありそれぞれ特色ある保育を行っています。総定員数は240人で、実入所数230人となっています。現在、中町幼稚園を含めると中区には4園があることから、少子化の大きな流れの中で中区においても児童数の減少が続いており、将来、施設の維持運営が困難になってくると考えられます。また、施設の中には、昭和56年の建築基準法の耐震化基準強化前の園舎もあり、耐震化や建替えの必要性を迫られていることから、施設の統廃合も含めた早急な基本計画を立てる必要があります。

### (3) 幼稚園

本町では単独の幼稚園としては、中区に「中町幼稚園」があり、5歳児のみの幼稚園教育を行っています。中区以外の加美区八千代区では3歳児からの3年保育を行っていることから、統一の必要が生じています。また、中町幼稚園では預かり保育を利用している保護者が増加しており、73人中現在50人(68%)が利用しています。中区においては、4園が就学前教育・保育の施設としてあること、少子化の影響で年々入所園児数が減ってきていることから、長期的な展望を考慮した基本計画を立てる必要があります。

### (4) 自由保育

本町には、兵庫県で初めての森のようちえん「にじの子」があり、本町の豊かな自然を活動場所として自由保育を実施しています。自然を生かした保育を進めるなかで、豊かな自然体験の場を保障する取組は、今全国的にも注目されており、本町内の就学前教育・保育の施設においても、その保育の精神を活用することが求められます。

### (5) 子育てふれあいセンター

本町では、子育てに関する悩みの相談や子育てグループの育成を通して、家庭や地域の教育力を高め、心身共に健全な子どもの育成を図ることを目的として子育てふれあいセンターを設置し、子育て相談や子育てサークルの育成など様々な子育て支援活動を行っています。平成23年度には、336人の在宅未就園児のうち半数近い156人が子育てふれあいセンターを利用しています。「単身」「核家族」世帯が増加し、「夫婦と親と子」の3世代世帯

が減少していることや、児童虐待事案の増加などから、子育てをする上での不安や悩みを持つ家庭は、ますます増加しており、子育て支援の必要性が高まっています。課題としては、未就園家庭の状況把握と利用者割合の増加、世代間交流の取組、要保護児童に対する適切な援助、さらには、ボランティアの人材確保による地域の子育て力の向上に向けた施策の推進が求められています。

## Ⅱ 多可町における就学前教育・保育基本方針

### 1 めざす子ども像について

#### (1) 就学前におけるめざす子ども像

「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」

#### (2) めざす子ども像の実現に向けて

子どもたちに豊かな自然の中での活動をさせることは、次の効果が上がるといわれています。

○自然の中で活動させることで、体力がつき逞しい子に育つこと

○活動にひたらせることで集中力が付き、小学校でも不適應を起こさないこと

そこで、各園に多可町のめざす子ども像の周知を図るとともに、めざす子ども像の実現に向けて、自然の中での環境設定の仕方や保育者等の支援の在り方などについて、本町教育委員会が研修の場を設定していきます。

### 2 今後の基本的な考え方

将来の幼保一体化を視野に入れた就学前教育・保育の充実を図るために以下の原則にもとづいて進めます。

◎ 各園、町及び教育委員会は保護者等への説明責任を果たします。

◎ 少子化対策の重要な施策として幼保一体化を推進します。

(1) 各園は、「多可町教育ビジョン」を考慮した適切なカリキュラムを編制し、義務教育への円滑な接続に努めます。

(2) 各園は、保育・教育活動の検証と情報公開に努めます。

(3) 各園は、子育て支援の機能を強化します。

(4) 各園は、原則として3歳児から5歳児までの幼稚園、0歳児から5歳児までの保育所またはその一体化施設とします。

(5) 町は、私立各園の「認定こども園」化にあたって補助金制度を検討します。

(6) 町は、国の制度改正の動きに対応し、公立園の運営について検討します。

(7) 町は、国基準及び県基準での適正かつ必要な職員の配置に努めます。

(8) 町は、保護者の経済的負担を軽減する措置をとります。

(9) 教育委員会は、園訪問での指導助言や、研修会を開催するなどをおして職員の研修に対して公立私立問わず積極的に支援します。

(10) 教育委員会は、検証委員会等を組織して、定期的に就学前教育・保育の進捗状況の評価検証します。

### 3 適正な規模の集団による教育・保育と幼保一体化

#### (1) 適正な規模について

就学前教育・保育は、乳幼児期の子どもにとって、人間形成の基礎づくりとしてきわめて大切な時期です。少子化の影響により、園児数が減少傾向にあるなか、よりよい環境で、教育・保育が受けられるよう、適正な規模の集団による子どもの育ちの場を確保し、子どもの社会性や人間性の発達に寄与するための諸条件を整備します。

## (2) 幼保一体化について

幼稚園機能と保育園機能の一体化によりそれぞれの教育・保育内容の情報交換等も飛躍的に増大し、保育・教育の一層の充実を図ることが可能です。また、一体化することで、適正な規模の集団を維持しやすくなり、持続可能な就学前教育・保育が可能となります。このため、本町においては、全国に先駆けて幼保一体化施設を開設し、現在公立2施設を運営しています。

幼保一体化施設である「認定こども園」は徐々に全国で導入が進んでいます。本町においては、まだ「認定こども園」を設置していませんが、施設の改修や運営に対して国や県の補助を受けられることや、適正な規模の集団を維持できることから、民間事業者による「認定こども園」の導入を進めます。

## 4 子育て支援の在り方について

### (1) 子育て支援を必要とする家庭の状況把握と情報提供など

今後とも、健康福祉課と連携し、母子健康手帳交付時や各年齢の健診・育児教室の際にチラシを配布するなど子育てふれあいセンターの活動を積極的にPRし、全ての未就園児の保護者が子育てふれあいセンターを利用できる機会を設けます。

また、平成23年度に携帯電話等を利用した「多可っ子」子育てサポートメールを開設し、様々な子育て支援情報を提供します。子育て支援活動の様子は「たかテレビ」やインターネットを通して各家庭に配信するよう努めます。

さらに、各園での子育て相談日の定例化を進めるとともに、家庭相談員が各園に出向いて相談会を設けます。

### (2) 関係機関とのネットワークの構築など

子育てふれあいセンターと病院、保育所・幼稚園、小学校、主任児童委員・民生児童委員、家庭相談員及び保健師等とのネットワークの構築を一層進めます。

### (3) 子育てボランティア登録制度など

子育てふれあいセンターの行う事業や町の主催する子育てに関する事業における保育等の業務の支援について、子育てに関する経験等を有し、ボランティア活動を希望する人を登録する制度を創設します。また、社会福祉協議会とも連携し、町全体の子育て支援の向上を目指します。加えて、子育て支援に次世代を担う中高校生ボランティアの活用を積極的に推進します。

### (4) 保健師の配置

子育て支援主管課（現在はこども未来課）に保健師の配置を進めるよう関係機関と調整します。

## 5 保育サービスの在り方について

### (1) 長時間保育（延長保育）

- ・7:30 から 19:00 までの保育時間とし、全ての保育所で実施します。

### (2) 一時預かり

- ・緊急の場合や里帰り出産等を考慮して、本町に住所がない利用者の受入れを全ての保

育所で実施します。

(3) 乳児保育

- ・原則8か月児から受け入れることとし、全ての保育所で実施します。

(4) 休日保育

- ・保育所では休日保育を実施しませんが、今後、ファミリー・サポート・センターの設立などを視野に入れた検討を行います。

(5) 夜間保育

- ・当面は実施せず、今後の課題として検討を行います。

(6) 病児・病後児保育

ア 病後児保育

- ・1か所の保育所において病後児保育を実施しており、今後も継続します。

イ 病児保育

- ・病児保育は現在行われていませんが、今後は町内医療機関への委託、協力を要請するなどの方法を検討します。

(7) 通園バス

ア 運行

- ・平等な登園機会の提供の観点から、全地域で通園バスを利用できるよう現行のバスの運行を維持します。また、土曜日の運行については、利用が少ないことから、廃止又は、減便の検討を行います。今後の施設の配置状況や保護者のニーズに合わせて適宜運行ルートについては見直しを行います。

イ 受益者負担

- ・今後も、受益者負担を求めます。

ウ 料金

- ・往復利用2,000円/月(片道利用は1,000円/月)とします。一人当たりの経費が約4,000円ではありますが、今後もコミュニティーバスの小人料金と連動させた料金設定を原則とします。

エ 利用年齢

- ・原則満2歳以上とします。

(8) 給食サービス

ア 実施の必要性と料金設定

- ・自園方式を基本としながら中町幼稚園についてはこれまでどおり、給食センターから提供し給食費については、一律3,200円/1人/月とします。幼保一体化施設では、主食は3歳から持参し、幼稚園部の給食費は3,000円/1人/月とします。

イ 献立作成

- ・県健康福祉事務所栄養士に献立作成について更なる指導を仰ぎ、質の向上を目指します。町で1人以上の栄養士を採用することを検討し、食育の更なる推進を図ります。

(9) (通常)預かり保育

- ・中町幼稚園預かり保育は、「認定こども園」など幼保一体化施設の整備により5歳児の受入が可能となる時期まで継続します。

#### (10) 保育料金

- ・第3子以降の保育料1/3制度は存続します。今後、国の動向を踏まえて対応します。
- ・特例として暫定的に町内保育所通所の5歳児の保育料の上限を16,500円としている措置については、5年を目途に国の動向も見ながら再検討します。

#### (11) 夏休み等の長期休業期間について

##### ア 幼稚園の長期休業日

- ・春季休業期間・・・3月25日～4月6日
- ・夏季休業期間・・・8月5日～8月18日
- ・冬季休業期間・・・12月28日～1月4日

##### イ 保育所の長期休業日

- ・保育所の休業期間・・・12月29日～1月3日

#### (12) 職員配置について

##### ア 幼稚園の教諭配置

- ・国基準で35人以下に1人の幼稚園教諭を配置することになっておりますが、町基準で4・5歳児は30人以下に1人、3歳児は20人以下に1人の幼稚園教諭を配置します。

##### イ 保育所の保育士配置

- ・国基準に基づき4・5歳児は概ね30人、3歳児は概ね20人、1・2歳児は概ね6人、0歳児は概ね3人に1人の保育士を配置することとします。
- ・幼保一体化施設の保育所については、国基準に上乘せを行い4・5歳児は30人以下、3歳児は20人以下、1・2歳児は6人以下、0歳児は3人以下に1人の保育士を配置することとし、年齢別のクラス配置を原則とします。
- ・障害児等への加配の配置や延長・週休対応として各園に各1人の保育士の配置、さらには主任保育士及び所長を各施設に1人ずつ配置します。
- ・幼保一体化施設内の幼稚園教諭と保育士の相互支援をより図るために兼務発令の検討を行います。
- ・途中入所に対応するため、保育士、調理員の登録制度を導入します。
- ・養護教諭または看護師を各園に配置する方向で努力します。

## 6 良好な保育・教育環境について

### (1) 子どもにとって

就学前施設では、保育時間の長短にかかわらず、以下の事柄に配慮し年齢に応じた必要な保育・幼稚園教育を実施します。

#### ア 内容

- ・乳幼児が長時間でも安全に安心して生活できる場であり、乳幼児のそれぞれの発達の段階に即した生活が最優先で保障されること
- ・本町の多様な人や地域さらには豊かな自然とののかかわりが体験できる場であること
- ・0歳児～5歳児までが一貫した保育・教育の内容で生活が展開されること
- ・小学校教育との望ましい接続がなされること

## イ 環境

- ・身体を十分に動かして、のびのびと遊ぶ楽しさが味わえるよう、施設・設備・遊具等が十分かつ安全であること
- ・主体的にすすめる遊びの楽しさが十分に味わえるような保育・教育環境が整えられていること
- ・小動物とのふれあいや植物の栽培等、さらには本町の豊かな自然と触れ合える体験ができるような環境が整えられていること
- ・保育士等との温かい信頼関係のもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること
- ・特別に支援が必要な子どもについて、個に応じた配慮がされていること

## ウ 体制

- ・乳幼児が長時間生活する場であることを見通し、保育・教育の担当者同士の共通理解を重視した運営体制がとられていること
- ・保育士等が乳幼児の理解を深め、保育・教育の充実を図るために研修が保障されていること

### (2) 保護者にとって

様々な生活形態や就労形態を想定し、以下の事柄に配慮し、保護者がニーズに合った選択を行うことができるメニューを用意できるよう努力します。また、保護者が子育てに喜びを感じ、子育てを通して保護者自身も成長できる環境を整えます。

#### ア 選択肢の拡大

- ・保護者の就労を保障するための保育機能と幼稚園教育を受けさせる教育機能の両面が備わっており、保護者は自らのニーズに応じた選択ができること

#### イ 保護者同士の交流

- ・P T A活動や保護者会活動に参加しやすいこと
- ・園が実施する子育て支援の諸活動へ参加しやすいこと
- ・地域ぐるみで子育てが行われる場であること

#### ウ 情報の入手

- ・子育てや幼児教育に関する諸情報が得られ、保護者が子どもの成長を通して親として育つことができる場であること
- ・必要な子育て支援を受けられること

### (3) 設置者として

設置者として、次の事柄に配慮した運営を行います。

- ・乳幼児の生活が保障され、保育・教育環境として適切な施設・設備を整えること
- ・施設・保育・教育等の運営にかかわる必要経費が計上されていること
- ・適切な保育料が設定されていること
- ・保育士・幼稚園教諭等がバランス良く配置されていること
- ・保育・教育の充実を図るために保育士・幼稚園教諭向けの研修が実施されていること
- ・次世代育成を視野に入れた地域の子育て支援や幼児教育のセンター的役割を果たすための諸活動が実施されること

## 7 小学校及び地域の関係機関との連携強化について

### (1) 小学校との連携強化

就学前における遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、就学前施設と小学校との連携を強化します。特に、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、連携・接続を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上を図ります。具体的には、教育委員会が積極的役割を果たし、就学前施設と小学校との連携を図っていきます。

#### ア 教育内容における接続の改善

- ・就学前施設において、小学校入学前の主に5歳児を対象として、幼児どうしが、保育士・幼稚園教諭の援助の下で、共通の目的・挑戦的な課題など、一つの目標を作り出し、協力工夫して解決していく活動を「協同的な学び」として位置付け、その取組を推奨します。
- ・遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を生かした学びへ、さらに教科等を中心とした学習へのつながりを踏まえ、幼児期から児童期への教育の流れを意識して、幼児教育における教育内容や方法を充実します。

#### イ 合同研修等による交流の推進

- ・就学前施設の教員等と小学校の教員が互いの保育・教育を公開するとともに、合同研修等を通じて相互理解を深め、教員等の資質向上を図り、きめ細かな教育・保育を展開します。
- ・就学前施設と小学校の双方において、非常勤講師等で相互の経験者を活用し、より一層双方の教育の質を高めます。

### (2) 地域の関係機関との連携強化

就学前施設間の連携や子育てふれあいセンターなどの関係機関の連携を推進します。また、森のようちえん「にじの子」など自由保育を行っている団体等や地域の民生・児童委員さんとも連携を図ります。

### Ⅲ 幼保一体化施設の整備

#### 1 背景と幼保一体化の必要性

小学校就学前の乳幼児に対する教育・保育については、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして、また次世代育成支援の観点からも、その重要性が改めて見直されています。また、少子化の進行に伴い、安心して子どもを生み、育てることのできる地域環境の整備を進め、地域社会全体で子育てを支援することが喫緊の課題となっています。さらに、高機能自閉症や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障害への対応や育児不安の解消等で、乳幼児期における教育、福祉、医療の連携がより重要なものとなっています。

従来より、幼稚園は、3歳から5歳児までを対象とした教育施設として、保育所は、保護者の就労等で「保育に欠ける」0歳から5歳児までを対象とした児童福祉施設として、それぞれ、根拠となる法律、国が示す設置基準の範囲内で、異なった目的・機能等を持つ別々の施設として運営されてきました。しかし、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、近年の社会構造・就業構造の変化を受け、就学前の教育・保育を一体として捉えた取り組みを進めることが求められてきています。

国においては、こうした動きを受け、子ども・子育て新システム検討会議中央教育審議会及び社会保障審議会で、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」についての検討が行われています。

本町においても、このような背景や先の答申を踏まえ幼保一体化施設を整備し「認定こども園」の導入をすすめていきます。

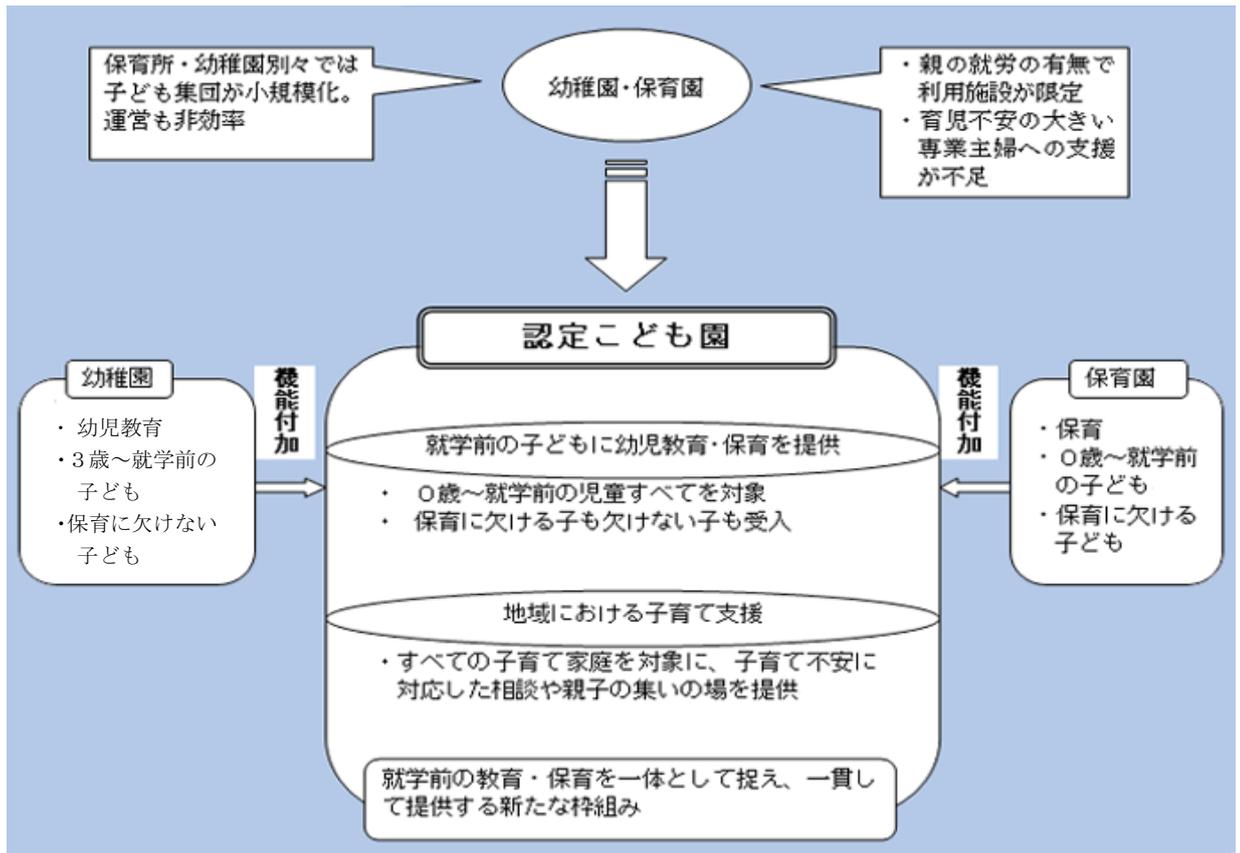
#### 2 法制度と「認定こども園」

##### (1) 幼稚園、保育所、「認定こども園」にかかわる法制度

幼稚園は、学校教育法に基づく施設として文部科学省が所管しています。また、保育所は、児童福祉法に基づく施設として厚生労働省が所管しています。このように幼稚園と保育所は、制度上は明確に区分され、これまで異なる目的や役割を持って運営されてきました。しかし、最近では、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が相互に連動しながら改正やその運用が行われており、幼稚園については、預かり保育の実施を要請するなど、より子育て支援機能を強化して保育所機能に類似したサービスが付加され、保育所については、生きる力の基礎を育てる幼児教育の要素が多く盛り込まれてきています。

平成18年10月には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の教育・保育及び子育て支援を総合的に提供する機能を備えた施設を「認定こども園」として認定する仕組みがスタートしました。この「認定こども園」の認定については、都道府県知事はその基準を条例で定め行うこととしており、兵庫県においても、平成19年1月に「認定こども園の認定基準等に関する条例」が施行されています。

##### (2) 本町における幼保一体化施設「認定こども園」の設置について



ア 目的

- ・ 「認定こども園」は、親の就労の有無や形態で区別されることなく、教育と保育を一体として実施する施設とします。
- ・ 0歳から5歳までの異年齢の子どもたちが集団生活を通して人間関係や社会のルールを学び、こころ豊かに健やかに成長できる施設とします。
- ・ 子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援の中心的機関とします。

イ 「認定こども園」の概要

- ・ 保育時間 保育園部は通常保育が8時から16時、幼稚園部は8時から14時までとします。ただし園の開所は、7時30分から19時までとし、延長保育のサービスを実施します。
- ・ 休園日 保育園部は、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日を休園とします。  
幼稚園部は、上記に加え春季休業期間として3月25日～4月6日、夏季休業期間として8月5日～8月18日、冬季休業期間として12月28日～1月4日を設定します。
- ・ 設置主体 法人等を原則とします。
- ・ 利用料 利用料は基本的に各施設と保護者の直接契約となり、独自に定めることとなりますが、教育・保育の機会均等、公平の見地から、本町が一定の基準を定め不適正な料金を設定した時は町の是正を受けることとします。

つまり、本町の定める徴収基準額表を参考に設定することが基本となります。また、次のような利用料の設定があったときは是正をします。

- ・ 生活保護世帯から利用料を徴収すること
- ・ 同一階層についてサービスの提供によりコストがかかる低年齢児の利用料を3歳児以上児の利用より低く設定すること
- ・ 実際にサービスの提供に要した費用よりも著しく高い利用料を設定し、結果として低所得者の利用を排除すること
- ・ 住民税、所得税非課税世帯の階層の区分を行わず、結果として低所得者の利用を排除すること

- ・ 給食 原則、自園方式での給食を行うものとします。
- ・ 通園方法 平等な登園機会の提供の観点から、原則各地域で通園バスを運行します。
- ・ 運営費 法人等が運営する場合については、保育の実施に要する費用から、保育料相当分を控除した額を本町が支弁します。
- ・ 施設整備費 法人等が施設整備を行う場合は、町は補助金交付要綱（別途制定予定）に基づき補助金を交付します。
- ・ カリキュラム 「多可町教育ビジョン」等に基づき、各園において策定しますが、幼保・小連携の観点から本町教育委員会の指導を受けるものとします。
- ・ 子育て支援 子育て相談の場を設けるとともに、子育て支援を行う人材を配置し子育て支援の体制を整えます。
- ・ 職員体制 こども園には園長を置きます。保育にあたる保育者等は、年齢別に町の定めた基準（幼保一体化施設に準ずる）に基づき適切に配置します。また、保育士・幼稚園教諭両方の免許を有する職員の配置を進めます。（障害児対応も同様）
- ・ 管理運営等 保育にあたる保育者等は原則的に全員同一の勤務条件であり、全員で保育にあたります。また、保育者等の資質向上を図るため、計画的に研修の時間を確保するよう努めます。また、自己評価や関係者評価第三者評価などを積極的に採り入れ、その結果の公表を通じて質の向上に努めます。そのほか、町の基本計画に基づき適切に管理運営を行います。

#### ウ 想定される補助金

- ・ こども園運営費補助金
- ・ 保育費用補助金（短時間部に対する補助）
- ・ 事務職員配置補助金
- ・ 子育て支援補助金
- ・ こども園施設整備補助金
- ・ 延長保育促進事業補助金
- ・ 地域活動事業補助金

- ・ 一時預かり事業補助金
- ・ 障害児保育事業補助金
- ・ 病児・病後児保育事業補助金                      など

### 3 幼保一体化の効果と課題

#### (1) 利用者からみた効果

##### ア 均等な教育と保育の機会の保障

保育所通園時にも幼稚園教育が可能となります。また、保護者の就労状況により乳幼児の育成環境に違いが生じている現状を解消し、全ての子どもに対して均等な環境を与えることができるようになります。

##### イ 一貫した育成

保護者の就労状況が変わっても子どもの育成環境が基本的には同一に保たれ、小学校就学前の一貫した育成を図ることができます。

##### ウ 選択の幅の拡大

利用者のニーズに即した保育が選択できます。

##### エ 子育て支援及び女性の自立支援

子育て支援機能を併せて備えることにより、総合的かつ複合的な子育て支援施設としての役割を果たすとともに、女性の社会進出が促進され自立を支援することができます。

#### (2) 地域からみた効果

##### ア 地域における統一的な施策の推進

子どもの育成についての検討や地域の子ども全体に対する施策など、制度を越えて総合的に推進することが可能になります。

##### イ 交流の活性化

異年齢児間を含めて子どもの交流が進み、社会性や人間性の発展に寄与します。

#### (3) 事業者（運営者）からみた効果

##### ア 幼稚園と保育所機能の統合的な活用

それぞれの専門性を生かしつつ、不足する機能を互いに補い合う取組が可能となります。

##### イ 効率化の推進

施設及び運営体制を一体化させることによって、施設の共用化や職員配置の効率化などが図られます。

##### ウ 集約化の推進

耐震化を行わなければならない施設もあり、修繕費も考慮すると、個々に建て替えるより施設を集約化した方が財政的負担は少なくなります。また、集約化することで、安全面においてもプラスとなります。

##### オ 園児数の確保

就園児数の確保により、行事等の充実を図ることができます。

#### (4) 対応すべき課題

設置者（運営者）からみた課題

- ・ 跡地の有効活用について考慮する必要があります。
- ・ 長期的な展望に立った対応が求められます。

#### 4 望ましい規模と諸施設の適正配置

##### (1) 諸施設の適正配置に関する基本方針

保護者の送迎や行事への参加などの利便性から考えると1つの区に1施設以上の施設を配置することが望ましいと考えます。保育・教育の観点から考えると、特に就学1年前の5歳児の段階では幅広い集団活動が体験できるよう1年齢30人以上の児童が在籍することが望ましいと考えます。

また、経営効率の観点からは児童数が増えるほど収支比率が向上することや職員配置が弾力的に行いやすくなることから園全体として60人以上の児童が在籍することが望ましいと考えます。

さらに、就学前の子どもの教育・保育が小学校・中学校へとつながっていくことを考慮すると、通園距離・時間等を考慮しても原則中学校区を単位とした子どもの適正規模化をはかることとします。

##### (2) 加美区及び八千代区の諸施設の配置

すでに、幼保一体化施設であるキッズランドかみ(就園園児数188名：幼稚園部38名・保育園部150名)及びキッズランドやちよ(就園園児数183名：幼稚園部59名・保育園部124名)による教育・保育を行っており、諸施設の適正配置に関する基本方針を満たしています。

##### (3) 中区の諸施設の適正配置について

平成23年5月現在、中区には1つの公立幼稚園(5歳児のみの1年保育)と3法人による私立保育所の計4施設があり、就園児童数は幼稚園が73人、保育所が204人(3園計)で合計277人です。4施設のうち2施設は近年に改築等を行っているためすでに耐震化がなされています。現在、中区の4施設はそれぞれ幼稚園または保育所の単独園なので、諸施設の適正配置に関する基本方針を満たすためには、幼保一体化を進めていく必要があります。

幼保一体化を進めていくにあたっては、今後の少子化の動向や国の制度を見据えて長期的な展望に立ちつつ施設整備を行う必要があります。

町内保育所・幼稚園就園児童数将来予測(別添資料参照)によると、平成27年(2015年)には4園中2園で、適正規模である60人を割ることが予測されています。したがって、平成27年度末をもって中町幼稚園を閉園(※)とし、現在4施設ある中区の就学前の施設を集約化していくことが望ましいと考えます。

- ※ 中区においては、できれば中町幼稚園の恵まれた環境を活用しつつ、民間保育所を運営する3法人の中から1法人にその運営を移管し、統合する形で、新たに幼保一体化施設として整備していく方向で調整しましたが、各園とも現在の場所で引き続き園運営を行いたいとの希望がありました。
- ※ 中町幼稚園閉園後の跡地利用については、児童と高齢者との交流の場として整備することなど、すばらしい環境を活用する方向で今後広く町民の方々の意見を聞きながら調整

し、整備を進めていきます。

#### IV 民間活力の導入（町立キッズランドかみ及び町立キッズランドやちよの民営化）

##### 1 導入の意義

今後の町立就学前施設運営において、国が進めてきた「三位一体改革」としての国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮小、公立保育所の保育所運営費負担金が一般財源化されている地方交付税の抑制等、地方財政を取り巻く環境がますます厳しくなっています。また、平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、地方公共団体の自主性・自立性が重んじられ、地域住民のニーズを迅速且つ的確に反映できるよう都道府県の権限が市町村に委譲されるなど、本町を取り巻く社会情勢は変化しています。

このような状況の中、より満足度の高い行政サービスの提供を行うためには、行政組織の再編、人件費等の経費の削減、事務・事業の見直し等行政の効率化は不可欠です。町では平成22年3月に「多可町行政改革大綱」を定め、住民と行政がそれぞれ役割を分担・連携しながら、行財政改革を、持続可能な財源基盤を確保し、誰もが安全で安心して暮らせる町づくりをめざしています。

本町の平成22年度当初の職員総数は269人で、「第2次多可町集中改革プラン」においても、平成26年度では249人を数値目標としており、民間活力の導入等による定員適正化計画の見直しを行うこととしています。このような中、保育士や幼稚園教諭の正規採用だけを優先させることは困難な状況にあります。

また、多様化する各種保育サービスの維持・向上、在宅子育て家庭への支援拡充を推進するためには、官民の役割分担を明確にしつつ、町立キッズランドかみ及び町立キッズランドやちよの民営化を進めることが必要となってくると考えます。

このことは単に財政上の観点だけではなく、限られた正規職員の効率的・効果的な配置を行うことや、既存の民間保育所が培ってきたノウハウを採り入れたなかで、本町内での子育て家庭への支援体制の底上げを図るために進めるものです。また、次世代育成支援対策推進法にもとづき平成22年3月に策定を行った「多可町次世代育成支援対策推進計画」の実行を効果的に推進するよう配慮します。

##### 2 メリット・デメリット

###### (1) 民間活力導入のメリット

###### ア 財政面

- ・町立就学前施設では得られない国及び県の運営負担金を収入とすることができるほか、次世代育成支援対策交付金など様々な事業に対する補助金の交付対象となります。このことにより、町が負担していた経費を他の子育て支援事業等に充てることができる。

###### イ 保育面

- ・現在、町内民間保育所では、設置主体である社会福祉法人が持つ理念に沿った特色ある保育所運営が進められています。民間活力導入により、保護者は特色ある保育サービ

スを受けることができます。

- ・保育所相互がよりよい保育の実現を目指すことにより、競争原理（市場原理）が働き、全体の保育サービスの底上げが期待できます。
- ・各施設による方針決定や判断が迅速にできます。

#### (2) 民間活力導入のデメリット

保育環境の変化により一時的に児童への精神面に対する不安感など、影響の出る恐れがあります。

### 3 民営化の手法

#### (1) 「移管」による民営化

施設の運営に関する全ての裁量権が民間に移行するため、保護者のニーズに応じて、設置者による柔軟な対応が可能となります。設置者が民間の場合にはその運営について国や県からの補助金が交付されます。

#### (2) 「委託」による民営化

設置主体が「町」であり、公立施設の運營業務のみを民間に委託するため、委託を受けた事業者の裁量は限られ、町と協議の上で決定する業務内容を実施するに留まります。国や県からの運営に係る補助はありません。また、委託料が発生するとともに、学校教育法の規定により「幼稚園」の民間委託はできないこととなっています。

#### (3) 本町のとり手法及び手順

本町における民営化の手法としては、町の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の自主性等を考慮し、町の用地・施設を長期間無償貸与することとした基本的に「移管」による民営化を考えています。

施設の移管先の決定については、原則として公募によるものとし、募集要項や条件、選考基準などを協議する選考委員会を設置します。この委員会の構成員は保育に関する有職者や地域関係者、当該施設の保護者などとしします。

また、公立施設における民間活力の担い手については、実績のある町内の社会福祉法人等のご理解とご協力をいただきながら進めていきます。

### 4 民営化する場合の留意点

#### (1) 「質」の保障

保育所保育指針にあるような一人ひとりの子どもの発育を尊重し支援する保育が実行できることや保護者が本当に必要としている支援を提供できることが、これからの施設には求められています。民営化にあたっては、特別な配慮を要する子どもも増えている現在だからこそ、このような「質」を保障することが重要になってきます。したがって、「質」の保障につながる、幼稚園教諭や保育士を専門職として継続的に雇用し育成していくことが図られるように支援を行います。さらに、町行政が研修を積極的に行ったり、定期的に第三者評価を行うよう義務づけたりします。

#### (2) コスト軽減分による保育・教育及び子育て支援の一層の充実

民営化により軽減されたコストを保育・教育及び子育て支援の一層の充実に使うことが大切です。また、こういった町の姿勢を町民の皆様に説明し、理解を図ります。

(3) 早期の計画公開と利用者が安心できる説明と意見の聴取

利用者に対する事前の告知は当然のことであり、移行時に子どもが混乱しないためにも利用者の合意は必要です。計画の早期の公開、移管条件についての意見聴取などを、2年以上の期間をとって行い、利用者の納得が得られる進め方を行います。

(4) 適正な事業者の選定

民間事業においては、事業者による質の格差が大きいことを認識し、事業者の選定は慎重に行います。基本的には過去に本町で保育所等の運営実績がある社会福祉法人を軸に選定します。また、選定の結果、現在の公立就学前施設以上の水準の保育・教育を行うだけの資質を有する事業者の応募がないと判断した場合には、利用者や住民の利益を優先し、民営化を延期します。

(5) 円滑な移行

子どもたちにとって園は第二の家庭であるため、慣れ親しんだ幼稚園教諭や保育士が一斉に入れ替わることは、大きな心の負担になります。また、保護者や事業者にとっても、移行はさまざまなリスクや不安を伴います。子どもたちにとっても、親にとってもやさしい、ゆるやかな移行がされるように、事業者決定後、移行までに1年以上の準備期間を設け、その間に、事業者が園の保育内容や子どもたちの状況を把握し、職員の採用・異動、研修、チームワーク作りを行い、保護者や行政と打ち合わせを重ねて信頼関係をつくられるよう配慮します。また、非常勤職員の継続雇用に配慮するとともに、必要に応じた公立職員による移行後のフォローについても検討します。

(6) 園の公共性を維持

地域の子育て支援事業、特別な配慮を要する子どもの保育など、社会が必要としている事業を率先して行えるよう町が支援します。

(7) 公立職員の地位の保障

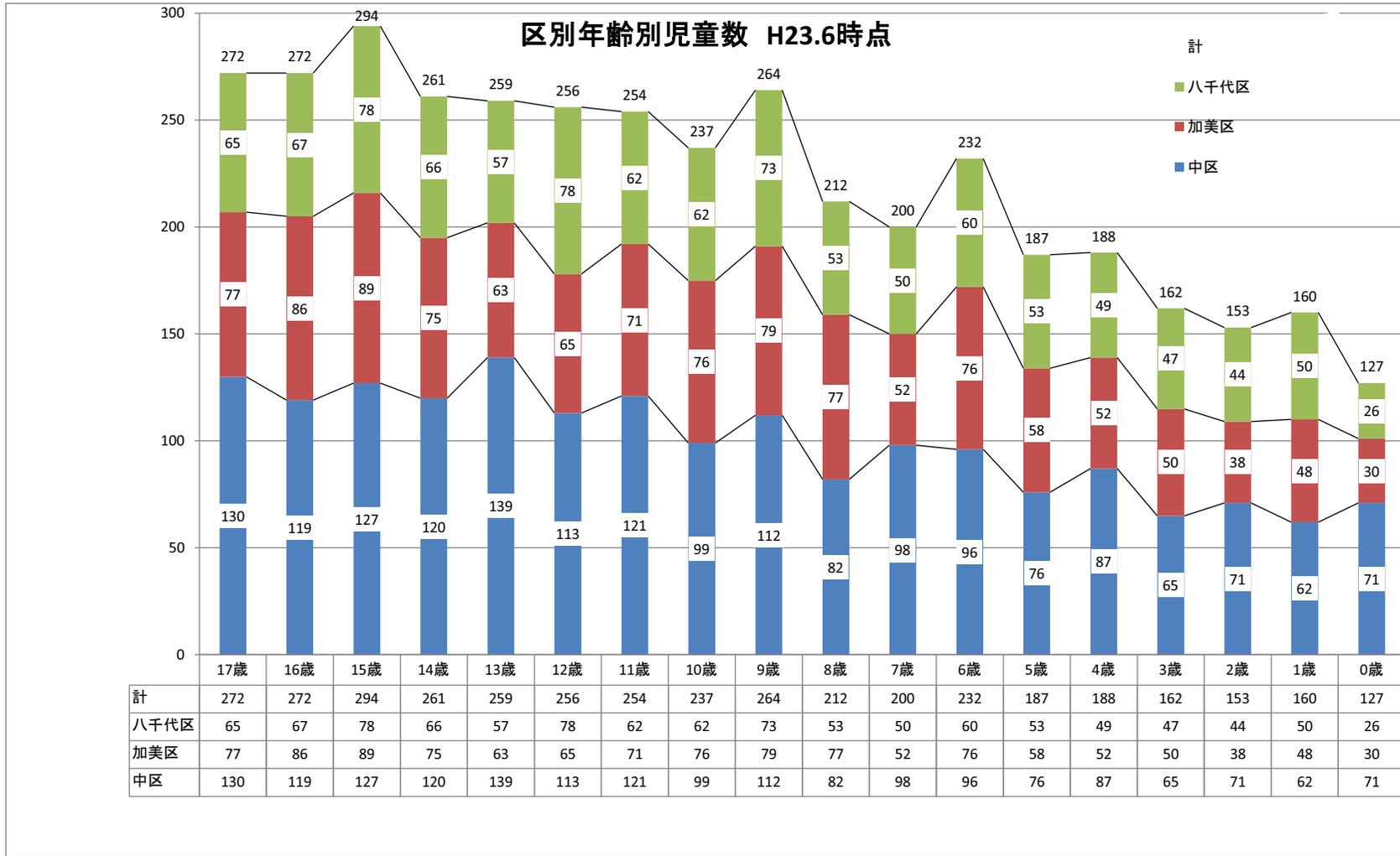
民営化する場合、公立職員の民営化後の処遇について保障する必要があります。選択肢を設け、町の一般職での雇用、新たに発足する民間施設での再雇用などを保障します。

## 5 検討の進め方

民営化に向けては、保護者はもちろんのこと子どもたちの環境変化への影響を十分考慮する必要があります。このようなことから、保護者をはじめとする関係者の意見を聞きながら事務を進めるとともに、保育の引継ぎの面では、一年間公立民間相互の引き継ぎ保育を実施します。また、町職員である保育士・幼稚園教諭の民間保育所への出向による対応について検討します。町及び教育委員会としては新たな施策の実施に当たっては説明責任を果たし、保護者及び住民の合意を得ながら進めます。民営化の検討をする際には、委員会を設置し広く意見を聞きながら進めていきます。

## V 具体的な今後のスケジュール

- 平成23年度 「多可町就学前教育・保育基本計画」素案策定  
町内保護者をはじめ各種団体等への説明会実施(～平成27年度)  
多可町認定こども園補助金交付要綱(仮称)策定  
**○子育て新システム23年度国会にて法案提出予定**
- 平成24年度 「多可町就学前教育・保育基本計画策定委員会」による素案検討  
アンケート・パブリックコメントの実施  
「多可町就学前教育・保育基本計画」策定  
多可町幼保一体化施設民営化ガイドライン(仮称)の策定  
「認定こども園」化に向けた各種申請手続き(平成24年度～平成27年度)
- 平成25年度 町内就学前公立施設「キッズランドかみ・キッズランドやちよ」の民間運営事業者の公募及び選考委員会の審議と決定  
**○子育て新システム法25年度施行予定**  
**○平成25年度「市町新システム事業計画(仮称)」制定予定**
- 平成26年度 町内公立就学前施設正規職員の希望調査及び雇用形態協議
- 平成27年度 町内公立就学前施設正規職員の雇用形態確定  
町内就学前施設の引き継ぎ保育実施  
関連条例及び規則の改正  
中町幼稚園の閉園及び預かり保育の廃止(平成27年度末)  
**○平成27年度合併特例債期限**
- 平成28年度 町内公立就学前施設「キッズランドかみ・キッズランドやちよ」の民営「認定こども園」化



小学校区別児童数 平成23年6月1日現在 年齢は平成23年4月1日

区	小学校区	出生年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	計
		年齢	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	
		学年等	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1							
中	中町北 集計		48	45	41	53	40	44	38	34	41	22	37	27	27	32	20	25	23	24	621
	中町南 集計		82	74	86	67	99	69	83	65	71	60	61	69	49	55	45	46	39	47	1,167
	中 集計		130	119	127	120	139	113	121	99	112	82	98	96	76	87	65	71	62	71	1,788
加美	杉原谷 集計		31	36	34	32	26	28	31	31	36	32	22	30	27	22	22	14	20	13	487
	松井 集計		46	50	55	43	37	37	40	45	43	45	30	46	31	30	28	24	28	17	675
	加美 集計		77	86	89	75	63	65	71	76	79	77	52	76	58	52	50	38	48	30	1,162
八千代	八千代北 集計		13	14	19	23	10	14	18	13	19	7	16	17	7	14	7	6	8	6	231
	八千代南 集計		40	46	48	36	41	55	36	37	40	35	22	30	37	33	33	33	36	15	653
	八千代西 集計		12	7	11	7	6	9	8	12	14	11	12	13	9	2	7	5	6	5	156
	八千代 集計		65	67	78	66	57	78	62	62	73	53	50	60	53	49	47	44	50	26	1,040
総計			272	272	294	261	259	256	254	237	264	212	200	232	187	188	162	153	160	127	3,990

### 【参考】多可町内保育所・幼稚園就園児童数将来予測（Ⅰ 4園存続モデル）

◎厳密な推計値ではありませんので、参考にとどめてください。

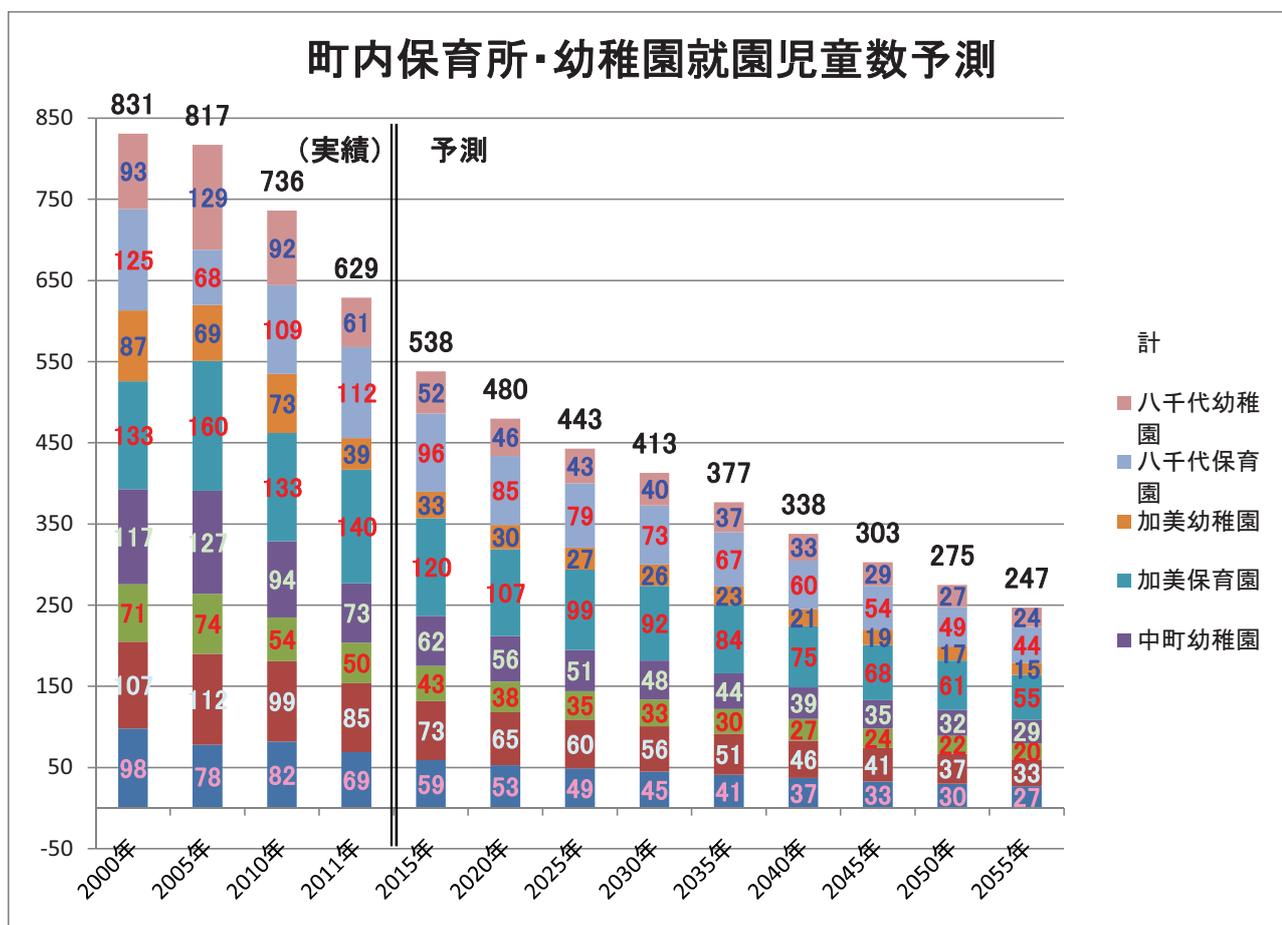
単位：人

年次	対2010年比(0～4歳)*1	就園児童数											合計
		中区					加美区			八千代区			
		みどり保育所	あさか保育園	四恩保育所	中町幼稚園	計	加美保育園	加美幼稚園	計	八千代保育園	八千代幼稚園	計	
2000年		98	107	71	117	393	133	87	220	98	113	211	824
2005年		78	112	74	127	391	160	69	229	68	129	197	817
2010年		82	99	54	94	329	133	73	206	109	92	201	736
2011年*2	—	69	85	50	73	277	140	39	179	112	61	173	629
2015年	85.6%	59	73	43	62	237	120	33	153	96	52	148	538
2020年	76.1%	53	65	38	56	212	107	30	137	85	46	131	480
2025年	70.4%	49	60	35	51	195	99	27	126	79	43	122	443
2030年	65.5%	45	56	33	48	182	92	26	118	73	40	113	413
2035年	59.9%	41	51	30	44	166	84	23	107	67	37	104	377
2040年	53.9%	37	46	27	39	149	75	21	96	60	33	93	338
2045年	48.3%	33	41	24	35	133	68	19	87	54	29	83	303
2050年	43.5%	30	37	22	32	121	61	17	78	49	27	76	275
2055年	39.2%	27	33	20	29	109	55	15	70	44	24	68	247

\*1 「対2010年比(0～4歳)」は、兵庫県試算による「将来推計人口 出生率中位 標準型」(多可町)の内、0～4歳人口の対2010年比

\*2 2011年の就園児童数は5月1日現在(保育所は前月末在籍人員)

- …児童数60人以下(小規模保育所等)となる園
- …児童数30人以下(幼稚園において1クラスとなる)となる園



【参考】多可町内保育所・幼稚園就園児童数将来予測（Ⅱ 中町幼稚園閉園モデル）

◎厳密な推計値ではありませんので、参考にとどめてください。

単位：人

年次	対2010年比(0～4歳)*1	就園児童数											合計
		中区					加美区			八千代区			
		みどり保育所	あさか保育園	四恩保育所	中町幼稚園	計	加美保育園	加美幼稚園	計	八千代保育園	八千代幼稚園	計	
2000年		98	107	71	117	393	133	87	220	98	113	211	824
2005年		78	112	74	127	391	160	69	229	68	129	197	817
2010年		82	99	54	94	329	133	73	206	109	92	201	736
2011年*2	—	69	85	50	73	277	140	39	179	112	61	173	629
2015年	85.6%	80	99	58	0	237	120	33	153	96	52	148	538
2020年	76.1%	72	88	52	0	212	107	30	137	85	46	131	480
2025年	70.4%	66	81	48	0	195	99	27	126	79	43	122	443
2030年	65.5%	61	76	45	0	182	92	26	118	73	40	113	413
2035年	59.9%	56	69	41	0	166	84	23	107	67	37	104	377
2040年	53.9%	50	62	37	0	149	75	21	96	60	33	93	338
2045年	48.3%	45	56	33	0	134	68	19	87	54	29	83	304
2050年	43.5%	41	50	30	0	121	61	17	78	49	27	76	275
2055年	39.2%	37	45	27	0	109	55	15	70	44	24	68	247

\*1 「対2010年比(0～4歳)」は、兵庫県試算による「将来推計人口 出生率中位 標準型」(多可町)の内、0～4歳人口の対2010年比

\*2 2011年の就園児童数は5月1日現在(保育所は前月末在籍人員)

■…児童数60人以下(小規模保育所等)となる園

■…児童数30人以下(幼稚園において1クラスとなる)となる園

保育所(園)・幼稚園と認定こども園の制度比較表

区分	保育所(園)	幼稚園	認定こども園
1 所管省庁	厚生労働省	文部科学省	文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室
2 根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律
3 類型	認可保育所【公立・私立】	認可幼稚園【公立・私立】	認定こども園【公立・私立】 【公私とも幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型に分類されます。】
4 設置者	【公立】…地方公共団体 【私立】…社会福祉法人等（学校法人、企業、NPO、個人でも設置可）	【公立】…地方公共団体 【私立】…学校法人	【公立】…地方公共団体 【私立・幼保連携型】 社会福祉法人等保育所の認可、学校法人の両資格併有 【私立・保育所型・地方裁量型】 左記、保育所(園)と同じ 【私立・幼稚園型】 左記、幼稚園と同じ
5 認可等	県知事	県教育委員会	【幼保連携型】…県知事及び県教育委員会 【保育所型・地方裁量型】…県知事 【幼稚園型】…県教育委員会
6 目的・内容	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児（1歳未満）又は幼児（満1歳から小学校就学の始期まで）を保育(養護と教育)すること	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供
7 機能	保護者の就労等により保育に欠ける乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	・保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設 ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談等を提供する施設
8 保育・教育内容の基準	保育所保育指針に基づく保育（養護と教育） 【幼稚園教育要領との整合が図られている】	幼稚園教育要領に基づく教育 【保育所保育指針との整合が図られている】	保育所保育指針に基づく保育（養護と教育） 幼稚園教育要領に基づく教育
9 対象児	0歳から就学前の保育に欠ける児童（保護者の就労等による入所(園)要件あり）	満3歳から就学前の幼児（入園要件なし）	0歳から3歳未満…保育に欠ける児童 3歳から小学校就学前…入所(園)要件なし
10 1日の保育・教育時間	・1日8時間保育、11時間開所を原則 ・延長保育、休日保育、一時保育あり	・1日4時間を標準、年間39週以上開園 ・預かり保育あり	左記、保育所(園)・幼稚園利用の両方に対応可能
11 長期休業	なし	あり(春夏冬休み)	入所児童の状況に応じて、施設で決定
12 入所・入園の手続き	【公立・私立】 町と保護者の契約	【公立】 町と保護者の直接契約 【私立】 設置者と保護者の直接契約	【公立・私立】 原則として、設置者と保護者の直接契約 ただし、幼保連携型の保育所部分及び保育所型の認定こども園については、入所要件の「保育に欠ける」判定を町で行う。
13 保育料	【公立・私立】 国の基準額以内で所得に応じた利用料を町が決定し、町へ納付	【公立】 定額利用料を町が決定し、町へ納付 【私立】 定額利用料を設置者が決定し、設置者へ納付 (所得に応じて保護者に就園奨励費を町が助成)	【公立】 利用時間等を踏まえ、町が決定し、町へ納付 【私立】 利用時間等を踏まえ、設置者が決定し、設置者へ納付。ただし、利用料設定に際し、町との協議、意見書が必要
14 職員の配置基準	・0歳児3人につき1人 ・1～2歳児6人につき1人 ・3歳児20人につき1人 ・4～5歳児30人につき1人	1学級(満3歳～)35人以下、各学級ごとに専任の教諭1人	・0歳～3歳未満児…保育所と同じ配置 ・3歳～5歳児…おおむね子ども20人～35人に1人
15 職員の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状	・0歳～3歳未満児…保育士資格 ・3歳～5歳児…両資格併有
16 運営費(経常経費)	【公立】…交付税措置 【私立】…保育所運営費負担金 (国1/2、県1/4、町1/4)	【公立】…交付税措置 【私立】…私学助成金 (国1/3、県2/3)	【幼保連携型】…左記、保育所(園)、幼稚園に同じ 【保育所型】…左記、保育所(園)に同じ 【幼稚園型】…左記、幼稚園に同じ 【地方裁量型】…助成なし

## 多可町内幼稚園・保育所(園)の施設一覧表

施設名	私立	建築年	構造	階数	延床面積	定員	乳児	未満児	小学校区
中町幼稚園		S49	S	1	986				中南小・中北小
みどり保育所	○	S48	RC	1	549	90	○	○	中北小
あさか保育園	○	H18	S	2	757	90	○	○	中南小
四恩保育所	○	S51	S	1	860	60	○	○	中南小
キッズランドかみ		H23	W	1	2,279				杉原谷小・松井小
加美幼稚園(※1)									
加美保育園(※1)	150					○	○		
キッズランドやちよ		H12	W	1	2,315				八南小・八北小・八西小
八千代幼稚園(※2)									
八千代保育園(※2)	90					○	○		

■(※1)は「キッズランドかみ」、(※2)は「キッズランドやちよ」の幼保一体化施設。

■RC：鉄筋コンクリート造り、S：鉄骨造り、W：木造。

## 多可町内幼稚園・保育所(園)マップ

